

73. 13

仮専用実施権又は専用実施（使用）権の
存続期間を変更する登録申請をすること
ができる時期について

仮専用実施権又は専用実施権は設定登録が効力発生要件であり、実施（使用）権の存続期間を経過した後は当然効力がない。

したがって、実施（使用）権の存続期間を変更する場合には、当初定められた存続期間内に登録申請を行わなければならない、その期間経過後は新たな実施（使用）権設定登録の申請をしなければならない（[特34条の4第1項](#)、[98条1項2号](#)^{※1}）。

（改訂平成23・11）

※1 [特98条1項2号](#)：[実18条3項](#)、[意27条4項](#)、[商30条4項](#)において準用